

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 8 年 3 月 1 日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (0 4 6 3 - 7 3 - 6 0 3 9) (月～金曜日 9 : 00～17 : 00)

担 当 介護支援専門員 大滝 幸子 / 管理責任者 大滝 幸子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

緊急時は時間外でも相談業務を行います。また、当事業所の介護支援専門員が輪番制で常時連絡可能な体制をとっています。

ご入院された場合は、上記の担当介護支援専門員名と連絡先をご入院先の病院等にお伝え下さるようお願い致します。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランゆう
所在地	神奈川県秦野市鶴巻南 1 丁目 1 9 - 1 メゾンドナナン 2 号室
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (秦野市 第 1472802378 号)
サービスを提供する実施地域※	秦野市、平塚市、伊勢原市 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 (常勤兼務)

介護支援専門員 3 名以上 (常勤兼務 1 名以上、常勤専従 2 名以上)

営業時間 月～金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

※ (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

(4) 利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は付属別紙 3 のとおりである。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

4. 居宅介護支援事業の提供方法及び内容

(1) 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとします。

①課題の分析について使用する課題分析の方法は居宅サービス計画ガイドライン方式を用いる。

②居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、

相談に応じる。

- ③居宅サービス計画の作成にあたっては、次の１及び２について利用申込者又はその家族に文書の交付に加えて口頭での説明を行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得る。

１、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができる。

２、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である。

(２) 居宅介護支援の内容は次のとおりとします。

- ①利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- ②利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- ④サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- ⑤居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- ⑥当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- ⑦当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑧適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- ⑨介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも１月に１回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

５. 利用料金

(１) 利用料（ケアプラン作成料）

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、

払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

居宅介護支援費 (I)

介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合 (i)

要介護 1・2 11,316 円 要介護 3・4・5 14,702 円

加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,126 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,605 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,084 円

退院・退所加算 (I) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 4,689 円

退院・退所加算 (I) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,252 円

退院・退所加算 (II) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,252 円

退院・退所加算 (II) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 7,815 円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中 1 回を限度に 9,378 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,168 円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 521 円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 3,365 円

(利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議をおおむね週に 1 回以上定期的に開催し、24 時間連絡体制を確保し必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保して、介護支援専門員に対し計画的に研修を実施しています)

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は徴収しません。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後、従業員の退職後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報を利用者サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

7. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

8. 高齢者虐待防止対策

- (1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。
 - ②虐待防止のための委員会を開催する。
 - ③虐待防止に関する指針を整備する。
 - ④年に1回以上虐待防止に関する研修を実施する。
 - ⑤上記①から④を適切に実施する担当者を置く。
 - ⑥その他虐待防止のために必要な措置。
- (2) 当事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (3) 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

9. ハラスメント対策

- (1) 当事業所は、ハラスメントに関する研修の実施や状況の把握、未然防止への点検等の取り組み、相談報告の体制を整えて参ります。
- (2) ハラスメント等の著しい迷惑行為が発生した場合は行政や地域包括支援センター等関係機関に状況を共有し解決を図ります。状況が改善しない場合はサービスの提供をいたしかねます。

10. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。
- (2) その他の窓口
当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。
秦野市 高齢介護課 電話 0463-82-9616
神奈川県国民健康保険連合会 苦情相談窓口 電話 045-329-3447
- (3) 苦情処理手順方法
 - ① 苦情の申立書を受付ける
 - ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
 - ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
 - ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
 - ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

11. その他運営についての留意事項

(1) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備します。

①採用時研修 採用後6か月以内

②継続研修 年2回

③感染症の発生及び蔓延等に関する取り組み 委員会開催、指針整備、研修・訓練実施

④感染症や災害発生時の業務継続に向けた取り組み 委員会開催、計画等策定、研修・訓練実施

12. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 ゆう
資本金	100万円（資本準備金含まず） ※令和2年6月1日現在
社員数	2名（正社員のみ）
設立	令和2年6月
所在地・電話	神奈川県秦野市鶴巻南1丁目19-1メゾンドナナン2号室 代表取締役 大滝 幸子 電話 0463-73-6039
事業内容	居宅介護支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

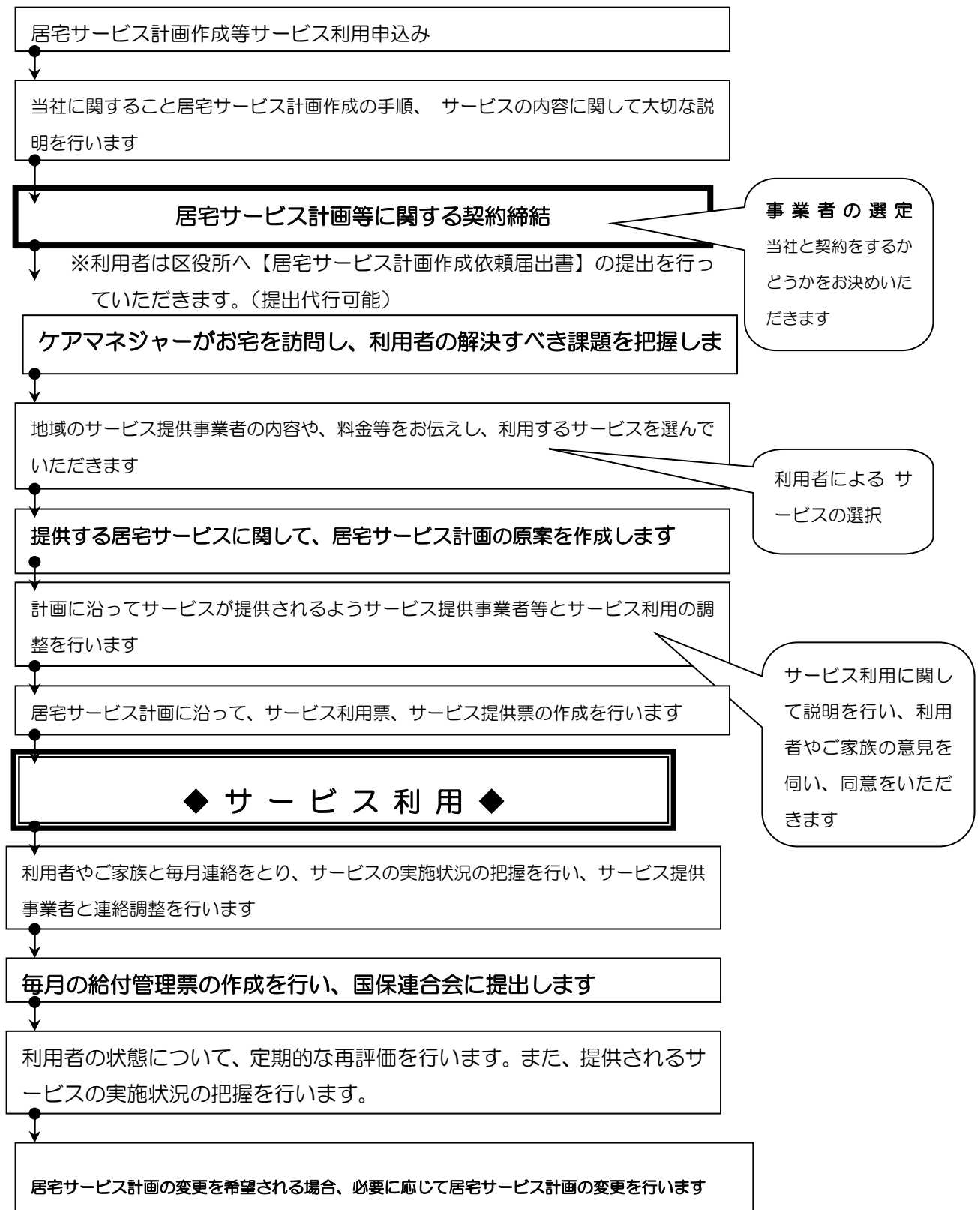
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙3)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用状況（令和7年9月から令和8年2月）

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	22%
通所介護	44%
地域密着型通所介護	18%
福祉用具貸与	64%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	鶴巻ホームヘルプセンター	44.51%
	ケアステーションいつき	20.12%
	訪問介護千休	11.58%
通所介護	ニチイケアセンターまほろば	21.98%
	カルチャーリゾート秦野	14.24%
	デイサービスあすなろ南矢名店	10.83%
地域密着型通所介護	サロンデイ東海大学駅前	61.19%
	湘南老人ホーム通所介護 ふらっと	14.17%
	サバティ神奈川秦野南店	9.70%
福祉用具貸与	メディケアセンター秦野	31.84%
	ニッショウ	22.92%
	ケアサポート湘南	6.36%

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【 事 業 者 】 株式会社 ゆう
代表取締役 大滝 幸子

【 事 業 所 】 ケアプラン ゆう

【 説 明 者 】 大滝 幸子

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名

【 利 用 者 家 族 】

住 所

氏 名

(続柄)

【 代 理 人 】

住 所

氏 名

(続柄)